

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
12月27日
(金曜日)

目次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一
- 保安林の指定(森林整備課)……………一
- 保安林指定施設要件の変更(森林整備課)……………二
- 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………三
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………五
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………五
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事(道路整備課)……………五
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事の完了(道路整備課)……………五

○公告

- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………六
- 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………六



山口県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	廃止年月日
おごし医院	山口市矢原八五二の三	平成二五、一一、一一
田村医院	山陽小野田市中心四丁目二番五〇号	一〇、三
岩崎薬局	周南市福川三丁目一八番二二号	〃
東ソーコープ薬局	清水一丁目一〇番二八号	〃

山口県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	指定年月日
高山歯科クリニック	萩市大字椿東三二二四の一	平成二五、一二、一
アイリスデンタルクリニック	防府市大字西浦二九二の一	〃
福川薬局新地店	周南市新地町一二番三五号	〃

山口県告示第四百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 保安林の所在場所
長門市油谷久富字越埤九四、七〇八、九四〇
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 長門市油谷久富字越埵九四（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 保安林の所在場所

- 下関市大字吉田字中ノ岳一から四まで、六一の一、字西ヶ迫六三、六九、七二、七三、七五、字一ノ馬場七六一、七六二、字牛ノ口七七七の四、菊川町大字貴飯字高見城一七七の三、一七七の五、菊川町大字蒲生野字深坂六二八の二三、六二八の二四（次の図に示す部分に限る。）、豊田町大字殿敷字堤迫南平七五〇の一、七五〇の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市大字吉田字中ノ岳一から三まで・六一の一・字西ヶ迫六三・六九・七三・七五・字牛ノ口七七七の四（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、菊川町大字貴飯字高見城一七七の五、菊川町大字蒲生野字深坂六二八の二三、六二八の二四・豊田町大字殿敷字堤迫南平七五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 萩市大字明木字仏木一五二二の二、一五二二の三、一五五〇、一五七五、一五七六、一五七八、一六四二、一六四四から一六四六まで、一六四七の一、一六四七の二、一七六七の一、一七六九の一、一七七〇、一七七七の一、一七七五から一七八〇まで、一七八七の一、一七九七の一、一七九七の三から一七九七の一七まで、一七九七の二〇、一七九七の二二、一七九七の三〇から一七九七の四二まで、一七九八、一八〇〇、一八〇一、一八〇一の一、一八二二、一八一九から一八二二まで、一八二二の一、一八二二の二、一八二三、一八二六から一八三二まで、三〇七一、字仏木右一七四八の一、一七五一の一、字小内匠館ヶ浴一七五九、字小内匠左り一七六〇の二から一七六〇の三まで、一七六二、一七六三の一、一七六四、字小内匠左り奥一七六一の一、一七六一の二、字仏木小内匠左り一七六五の一、字仏木後浴右一七七二から一七七四まで、字仏木後浴左一七八一、一七八二、一七八四の一、一七八六、字仏木杉谷口一七九一、字横瀬仏木一七九八の一、一七九八の三、一八〇〇の一から一八〇〇の八まで、一八〇〇の一〇から一八〇〇の一五まで、一八〇〇の一七から一八〇〇の二四まで、字仏木田床一八〇二、一八〇五の二、字仏木大町ノ上一八〇六、字仏木大町ノ上浴一八〇八、一八〇九、字仏木祖父ヶ墓ノ浴一八一、字仏木入口左り一八三三の一、一八三三の二、一八三四の一、一八三四の二
- 長門市俵山字畑ノ口一八二〇、一八二三、二九九六、字上平一八五五、一八五六、一八六三、一八六五、一八六七、一八六九、一八七〇、字河原川二三八六の一（次の図に示す部分に限る。）、二三八六の五、二三八六の一五、二三八六の二一、二三八六の二三、三八三一から三八三三まで、四九八三、四九八五から四九八九まで、四九二から四九九四まで、五〇〇五、五〇〇五の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長門市油谷伊上字浅井四五の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

三十四の五 山口県山口南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸に関する部分を次のように改める。

三十四の五

(一)

海岸の名称
山口県山口南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸

(二)

指定区域

- 基点一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九、補助点九の一、九の二、五の一、四の二、四の一、三の一、二の一、一三の二、一二の一、一五の一、一四の一、一三の一、一二の二、基点一〇の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 北緯三四度〇一分四一・〇〇五七七秒東経一三一度二七分四九・〇四一九秒の点
- 二 北緯三四度〇一分四七・八五八五秒東経一三一度二七分五二・四五一四秒の点
- 三 北緯三四度〇一分五二・八五九六秒東経一三一度二七分五四・三四二一秒の点
- 四 北緯三四度〇一分五八・八二九一秒東経一三一度二七分五九・一八八七秒の点
- 五 北緯三四度〇二分〇八・四四五二秒東経一三一度二八分〇八・八三四五秒の点
- 六 北緯三四度〇二分一二・八三三九秒東経一三一度二八分一六・二七九九秒の点
- 七 北緯三四度〇二分一六・八八〇六秒東経一三一度二八分二五・〇八五九秒の点
- 八 北緯三四度〇二分二〇・一〇一一秒東経一三一度二八分三〇・三五五八秒の点
- 九 北緯三四度〇二分一八・六〇二六秒東経一三一度二八分三一・四二七二秒の点
- 一〇 北緯三四度〇一分〇五・二〇四一秒東経一三二度二八分四四・八〇七五秒の点
- 一一 北緯三四度〇一分〇一・一七七七秒東経一三二度二八分四一・八〇六八秒の点

- 一二 北緯三四度〇一分〇二・九二九六秒東経一三二度二八分三
- 二・七三二〇秒の点
- 一三 北緯三四度〇一分〇九・六四一〇秒東経一三二度二八分二
- 七・九八三四秒の点
- 一四 北緯三四度〇一分一一・〇六三九秒東経一三二度二八分二
- 一・四一九九秒の点
- 一五 北緯三四度〇一分〇六・一三五二秒東経一三二度二八分一
- 七・八〇〇一秒の点
- 一六 北緯三四度〇一分〇五・四九一六秒東経一三二度二八分一
- 二・〇四四一秒の点
- 一七 北緯三四度〇一分〇四・九八九七秒東経一三二度二八分〇
- 八・五〇九一秒の点
- 一八 北緯三四度〇一分〇六・一五六四秒東経一三二度二八分〇
- 一・五九四七秒の点
- 一九 北緯三四度〇一分〇七・四五二四秒東経一三二度二八分〇
- 一・五〇二二秒の点
- 二〇 北緯三四度〇一分〇八・四二四九秒東経一三二度二八分〇
- 七・八六三秒の点
- 二一 北緯三四度〇一分〇八・六一八六秒東経一三二度二八分〇
- 七・六〇四八秒の点
- 二二 北緯三四度〇一分三〇・七〇九八秒東経一三二度二八分〇
- 二・五九四〇秒の点
- 二三 北緯三四度〇一分三〇・三九二四秒東経一三二度二七分五
- 五・四七〇七秒の点
- 二四 北緯三四度〇一分三二・三〇七三秒東経一三二度二七分五
- 五・四八六九秒の点
- 二五 北緯三四度〇一分三二・六一七八秒東経一三二度二七分五
- 七・八三三三秒の点
- 二六 北緯三四度〇一分三三・九九六四秒東経一三二度二七分五
- 七・五七四三秒の点
- 二七 北緯三四度〇一分三四・二五九六秒東経一三二度二七分五
- 七・一七八二秒の点
- 二八 北緯三四度〇一分三四・八四三五秒東経一三二度二七分五
- 七・一五四三秒の点

- 二九 北緯三四度〇一分三五・三九七八秒東経一三二度二七分五
 - 七・三七六〇秒の点
 - 三〇 北緯三四度〇一分三九・八七二四秒東経一三二度二七分五
 - 四・六一四五秒の点
 - 三一 北緯三四度〇一分三八・七八八五秒東経一三二度二七分五
 - 二・八一三八秒の点
 - 三二 北緯三四度〇一分三八・七七六四秒東経一三二度二七分五
 - 〇・四七五〇秒の点
 - 三三 北緯三四度〇一分四〇・八一九五秒東経一三二度二七分五
 - 〇・五七一一秒の点
- 補助点
- 二の一 北緯三四度〇一分四六・五七三一秒東経一三二度二八分
 - 一一・三五七六秒の点
 - 三の一 北緯三四度〇一分四九・三七一八秒東経一三二度二八分
 - 〇〇・九九一一秒の点
 - 四の一 北緯三四度〇一分五五・八七六六秒東経一三二度二八分
 - 〇三・三八八五秒の点
 - 四の二 北緯三四度〇二分〇〇・二八一九秒東経一三二度二八分
 - 〇七・七五九一秒の点
 - 五の一 北緯三四度〇一分五五・二五二八秒東経一三二度二八分
 - 一三・九三二九秒の点
 - 九の一 北緯三四度〇二分一五・三九五九秒東経一三二度二八分
 - 三二・五九二一秒の点
 - 九の二 北緯三四度〇二分〇九・四七七〇秒東経一三二度二八分
 - 三四・〇二九九秒の点
 - 一一の一 北緯三四度〇一分〇五・三二七三秒東経一三二度二八分
 - 分三五・八〇二七秒の点
 - 一三の一 北緯三四度〇一分一一・四七〇六秒東経一三二度二八分
 - 分二八・七八四三秒の点
 - 一四の一 北緯三四度〇一分一五・四七八一秒東経一三二度二八分
 - 分一八・八六二七秒の点
 - 一五の一 北緯三四度〇一分〇八・七九八七秒東経一三二度二八分
 - 分一五・六四一五秒の点

二一の一 北緯三四度〇一分一〇・四五五一秒東経一三二度二八分一一・五三〇六秒の点
 二二の一 北緯三四度〇一分三二・九一七四秒東経一三一度二八分〇四・八九五七秒の点
 注 基点及び補助点の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

山口県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
 路線名 山口鹿野線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市仁保下郷字高松一八九八の一地先から 同市仁保下郷字八幡地一六六六の二地先まで	最狭 三〇・六	最狭 二〇・二	最狭 二〇・七	二七・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第五百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十五年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口鹿野線	山口市仁保下郷字高松一八九八の一地先から 同市仁保下郷字八幡地一六六六の二地先まで	平成二十五年十二月二十八日

山口県告示第五百三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

市 名	路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 年 月 日
美祢市	市道 洪倉伊佐線	美祢市大嶺町西分字洪倉八八の二地先から 同市伊佐町伊佐字下田五六六の二地先まで	道路改良	平成二十五年十二月二十七日

山口県告示第五百四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

市 名	路 線 名	工 事 完 了 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 年 月 日
美祢市	市道 洪倉伊佐線	美祢市伊佐町伊佐字下田五六五九の一地先から 同市伊佐町伊佐字平田五三九七の一地先まで	道路改良	平成二十五年十二月二十八日



(四四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年七月二十三日山口県公告（二四三）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四四四) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十五年十二月二十七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利

用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十六年七月から平成二十七年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区	分	期	間	数	量

まあじ	平成二十五年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
	平成二十六年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン
まいわし	平成二十五年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十六年一月から同年十二月まで	若干
まさば及びごまさば	平成二十五年七月から平成二十六年六月まで	若干
	平成二十六年七月から平成二十七年六月まで	未定

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十五年	平成二十六年
まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
「大型定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）		若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

(二) まいわし
また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば
中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか
大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十五年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十六年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十五年及び平成二十六年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十六年一月一日から同年二月十日まで

まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十五年九月一日から同年十一月三十日まで
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十六年一月一日から同年二月十日まで
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	瀬戸内海	
		周防灘	平成二十六年一月一日から同年二月十日まで

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に關し実施すべき施策に關する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に從つて操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知

八 事に報告されるような体制の整備を進める。
 八 その他海洋生物資源の保存及び管理に關する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に關する調査及び研究の充実強化を更に進める。